

無戸籍者を把握・支援

明石市、国保加入へ制度

明石市は10日、親の離婚など様々な事情で出生届が出されず、無戸籍となっている人を早期に把握、支援する具体策を発表した。

市は先月、当事者を含む9人の外部委員で検討会議を開催。関連部署の市職員による議論も経て策定した。

市によると、健康保険証がなく病院に行きづらい状態にある無戸籍者が国民健康保険に加入できるように、時効にならない過去2年分の保険料を条件付きで減免する。こうした制度化は全国の自治体でも珍しいところ。

また、子どもが無戸籍で生まれるリスクを事前に把握するため、妊婦が母子健康手帳の交付を受ける際の

書類に、無戸籍に関する質問を追加。市のホームページやパンフレットで、無戸籍者が戸籍をつくる際の手続きや、戸籍なしでも受けられる行政サービスの案内も11日から始める。

さらに関後、戸籍を作るために法的手続きが必要になった場合は、費用の支援も検討するとしている。

11日には日本弁護士連合会が「全国一斉無戸籍ホットライン」(0120・658・790)を実施。県内では午前10時～午後8時の間、県弁護士会につながる。

(高松浩志)